

手数料について

大阪市西区立売堀 4 丁目 3 番 16 号
ピオーネビル 4 階
アクティオサポート株式会社

紹介先(以下「甲」)
アクティオサポート株式会社(以下「乙」)
求職者(以下丙)

(紹介料の支払い)

- 1、 甲は乙が紹介した丙とまた雇用契約を締結し、入社に至った場合は乙に対し紹介料(消費税は別途)を一括で支払うものとする。
- 2、 雇用契約が締結した場合の紹介料は理論年収 20%とする。

【常勤職員紹介料算出方法】

理論年収＝「月額固定給×12ヶ月＋賞与算定基準額×前年度実績賞与支給係数」

月額固定給＝「基本給＋家族手当＋住宅手当＋職務手当＋その他諸手当」

【非常勤職員紹介料算出方法】

理論年収(非常勤)＝「時給×時間／日×労働日数／週×52週」

【アルバイト紹介料算出方法】

理論年収(非常勤)＝「時給×時間(労働時間週×28 時間)×4 週×8 ヶ月

- 3、 非常勤で紹介した職員が正職員として甲に入職した場合は、2項の紹介料を乙に支払うものとする。
- 4、 丙が丙の事由により雇入れ日より3ヶ月未満の期間内に甲を退職した場合、乙は甲に対し、前項に規定する紹介料の一部を返還するものとする。返還金額の算定は下記に定める勤続月数により決定する。

(但し、紹介料が10万円(税別)に満たない場合、返金規定は対象外とする)

勤続月数	返還する紹介料の割合
1ヶ月未満	100%
1ヶ月以上 3ヶ月未満	50%
3ヶ月以上	0%

- 5、 甲は、丙の入職日から1ヶ月内に、2項に定める紹介料及びその消費税を乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。